

陰圧装置 設置事業 等の概要

- ✓ 厚生労働省は、都道府県が作成した計画に基づいて行う事業を支援するために、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額等について、医療介護提供体制改革推進交付金を交付
- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の一環として**介護施設等における簡易陰圧装置の設置**に係る経費を支援する事業（陰圧装置設置事業）を基金事業の対象
- ✓ 都道府県は、基金を取り崩し、直接又は市町村を通じて**介護施設等の事業者**に助成
- ✓ 陰圧装置設置事業の対象事業は、介護施設等において感染拡大のリスクを低減するためにウイルスが漏れないよう、気圧を低くした陰圧室とするため居室等に簡易陰圧装置を据えるとともに**簡易的なダクト工事等を行う事業**
（簡易陰圧装置には必ずしもダクト工事を必要としないものもある）
- ✓ 対象経費は、簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（予備の交換用フィルターの購入費等（**予備部品**の購入費等）は**対象外**）

検査の 結果

- ✓ **必要なダクト工事を行っていないため居室等が陰圧室としての機能を有していなかった**
（30件・交付金相当額計3511万円）
- ✓ 対象経費とはなっていない**予備部品の購入費等を対象経費に含めていた**
 - ①予備部品の購入費等のみの金額が抽出できた事業（171件・交付金相当額計2174万円）
 - ②簡易陰圧装置本体を含め一式計上されていて予備部品の購入費等のみの金額が明示されていない事業（294件・交付金相当額計2億8344万円（背景金額））

当局の 処置

- ✓ **ダクト工事を行うなどして陰圧室としての機能を有するよう求めた**
- ✓ 都道府県に対して、事務連絡を発して、**ダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないこと**について周知
（市町村及び事業者¹に周知するよう都道府県に助言）

介護施設等における陰圧装置設置事業（処置済）

厚生労働本省
5685万円(指摘金額)
2億8344万円(背景金額)

医療介護提供体制改革推進交付金の概要

- 厚生労働省は、都道府県が作成した計画に基づく事業を支援するために、基金造成に対し**医療介護提供体制改革推進交付金**を交付
- 都道府県は、基金を取り崩し、直接又は市町村を通じて**介護施設等の事業者**に助成

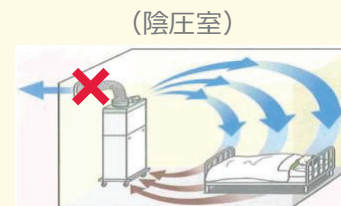
陰圧装置設置事業の概要

厚生労働省は、基金事業の管理運営要領を改正し新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の一環として、介護施設等の居室等を陰圧室とするために簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的な**ダクト工事**等を行う**陰圧装置設置事業**を対象にした（ダクト工事は**不要な場合あり**）

検査の結果 1 必要なダクト工事を行っておらず居室等が陰圧室としての機能を有していなかった事態

必要なダクト工事を行っていないため居室等が陰圧室としての機能を有していなかった
(30件・交付金相当額計3511万円)

(事業者等が誤った理由)
県の事務連絡に「ダクト工事の有無は問わない。」などと記載していたことから、ダクト工事を行わなくても陰圧室としての機能を有するものと誤解



出典：厚生労働省より提供

検査の結果 2 予備部品の購入費等を対象経費に含めていた事態

対象経費とはなっていない予備の交換用フィルターの購入費等（**予備部品の購入費等**）を**対象経費に含めていた**

- 予備部品の購入費等のみの金額が抽出できた事業（171件・交付金相当額計2174万円）
- 簡易陰圧装置本体を含め一式計上されていて予備部品の購入費等のみの金額が明示されていない事業（294件・交付金相当額計2億8344万円（背景金額））

(事業者等が誤った理由)
管理運営要領の記述が不明瞭なことから、予備部品の購入費等を対象経費として含めてよいものと誤解

当局の処置

- ダクト工事を行うなどして陰圧室としての機能を有するよう求めた
- 都道府県に対して、事務連絡を発して、**ダクト工事が必要な簡易陰圧装置を設置する場合は同工事を行うこと及び予備部品の購入費等を対象経費に含めないこと**について周知（市町村及び事業者